

介護保険料の在り方に関する調査研究事業

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

第1号被保険者の介護保険料には、市町村毎の人口構造の差異や所得状況の差異を一定程度調整する調整交付金の仕組みがあるが、同水準の高齢化率や人口構造であったとしても、地域毎の介護保険料の基準額は介護サービスの利用のされ方やサービス基盤の状況等の様々な要因によって異なる水準となっている。また、第1号被保険者が実際に支払っている介護保険料という観点で見れば、近年の所得段階の多段階化や保険者ごとに設定されている所得段階の弾力化の運用等によっても、個々の第1号被保険者が支払っている介護保険料の状況は異なっている。

そのため、介護保険料の地域差は地域における介護サービスの利用のされ方やサービス基盤の状況等だけでなく、保険者として被保険者の支払い能力（応能性）に対する考え方が複合的に反映された結果として現れているものと言える。

そこで本事業では、今後の介護保険料の在り方を検討するための基礎的分析として、こうした介護保険料に影響を与える複合的な要因に着目しつつ、調整交付金による地域差の調整効果や、介護給付費以外の保険料変動要因のうち、自治体が分析することに資する要素について検討を行った。本事業では、今後の介護保険料の在り方を検討するための基礎的分析として、以下の2点について検討を行った。

1. 調整交付金による地域差の調整機能のあり方に関する検討
2. 保険料変動要因のうち、自治体が分析することに資する要素に関する検討

1. では、調整交付金に関する現行制度と論点の整理を行い、調整交付金によって調整すべき要因として、前期高齢者と後期高齢者の1人あたり給付費の差異が考えられること、また、調整交付金によって調整すべき相当額について、各保険者における性・年齢階級調整後の給付費に所得段階別加入割合補正係数を反映した金額と調整前の給付費の差分の積算から検証可能であることを提案した。さらに、前期高齢者と後期高齢者の1人あたり給付費の差異の調整効果に与える影響については試行的に検証を行った。

2. では、保険料変動要因に関する考え方の整理において、介護給付費以外の要因として所得段階別加入割合補正後被保険者数に着目し、保険者における所得段階の多段階設定について、その分析方法の検討を行った。所得段階の多段階設定では、保険料基準額が上昇した場合であっても、低所得者の所得段階において保険料率を調整することにより、低所得者の保険料を上昇させない方策もありうることを明らかにし、保険料の分析にあたっては、保険料基準額のみならず、各所得段階の保険料額を把握、分析することの重要性を提案した。